



### 《年末調整の季節となりました！》

- ☆ 年末調整関係書類が税務署から届きましたら、各担当にお渡し頂くか、角田会計までご送付、またはご持参下さい。
- ☆ 角田会計から届く扶養、保険料兼配偶者特別控除申告書等及び各個人に届く控除証明書等は**12月8日**までに返送または巡回の際に各担当にお渡し下さい。
- ☆ **今年から、扶養控除等申告書にマイナンバーの記載欄が設けられているため、記載するようにお願いして下さい(どうしても無理な場合はご相談下さい)。あわせて本人確認(番号確認及び身元確認)も行なって下さい。**

平成28年から住民税の特別徴収(会社が従業員の住民税を給与から天引きし納付する制度)が義務化されます。従業員への通知と事務負担増加に伴う準備をお願いします。

### 外国人の年末調整が厳格になります！

平成28年の年末調整から、外国に居住する親族に係る扶養控除等を受ける場合、①「納税者の親族であることを確認できる書類」、②「納税者が親族の生活費等に充てるための支払いを行ったことを確認できる書類」を添付するか、確定申告書を提出する際に提示する義務が生じます。

### リバースチャージ方式導入により消費税の課税の見直しが行われます！

平成27年10月1日より、国外の事業者から電子書籍、音楽、広告の配信などのインターネットを介して行われる役務の提供を受けた場合の消費税の取扱いが変わります。インターネットで取引をした方は取引の明細書を大切に保管したうえで担当までご連絡ください。

### 《セミナーを終えて》

10月6日に開催したマイナンバーセミナーは、多くの方にご参加いただき、無事終わることができました。参加者の皆様、ありがとうございました。今後マイナンバー制度導入においてお役立てください。また、今回都合により参加できなかった方についても、ご希望により、セミナーで使用した資料をお渡しすることもできますので、担当までご連絡下さい。



### 連続コラム

### 《相続税を考える》 シリーズその④

将来の相続税を計画的に減らす一つの方法として自社株式の持分贈与をご紹介します。

法人の代表者さまは自社株式の筆頭株主であるケースが一般的です。自社株式は売却・現金化が困難にもかかわらず相続財産に加算されます。

法人設立時の投下資本が長年の功績で何倍にも膨らみ莫大な相続税の負担につながる場合があります。

自社株式の評価を定期的に行い、贈与税の非課税枠を活用しながら一株・一株 コツコツと次期後継者に自社株式の贈与をする事で相続財産を減らす効果があります。

検討したい方、興味がある方は、角田会計までご連絡ください。



## 税を考える週間

【H27年11月11日～17日まで】

全国間税会総連合会では、税を考える週間中に『税の標語』優秀作品の表彰を行っています。

平成26年度 最優秀作品  
医療と福祉と教育と  
感じる税の ありがたみ

平成25年度 最優秀作品  
消費税 暮らしに福祉に  
子育てに

平成24年度 最優秀作品  
日本の明るい未来担うのは  
若い力と消費税

平成23年度 最優秀作品  
深めよう 税への理解と  
正しい知識



今年も残りわずかです。今年からふるさと納税制度が一定要件を満たすと、確定申告不要でできるようになりました。興味がある方は活用してみたいかがでしょうか。

I.P.brain 認定経営革新等支援機関

角田英夫税理士事務所

ご不明な点は担当までお問い合わせ下さい



〒 252-0021 座間市緑ヶ丘5-4-24

☎ 046-252-1662

FAX 046-252-1620

<http://www.tsunoda-kaikei.com>